

「食品衛生関係行政処分取扱要領について」の一部改正の概要

1 改正の趣旨

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和 34 年 7 月 7 日条例第 26 号。以下「ふぐ条例」という。）の改正により、ふぐ加工製品の届出制度が廃止されたとともに、他の都道府県知事等の免許を有する資格者に対する本県の免許の交付について規定されたことから、所要の改正を行う。

また、令和 2 年神奈川県条例第 42 号により廃止された「魚介類行商等に関する条例」の経過措置期間が満了することから所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 別表のふぐ条例に関する違反事項等を次のとおり改正する。
 - ア ふぐ条例第 4 条第 2 号で本県知事の免許を受けた者が、他の都道府県知事等の免許等を当該知事等に取り消された際の処分を規定する。
 - イ ふぐ加工製品の取扱い等に係る項目を削除する。
 - ウ その他所要の改正を行う。
- (2) 要領の目的及び別表から、魚介類行商等に関する条例に係る項目を削除する。

3 施行期日

令和 6 年 6 月 1 日